

第1章 計画の性格・期間

計画の性格

- 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条第1項に規定する都道府県医療費適正化計画（現行計画同様、医療計画と一体的に策定）
- いわて県民計画、健康いわて21プラン（健康増進計画）等と調和を保ちながら、地域社会の中で、安心して、保健・医療・介護（福祉）のサービスが受けられる体制の確保を図るための総合的な計画
- 岩手県東日本大震災津波復興計画（復興基本計画・復興実施計画）を基本としつつ、医療提供体制の復興に向けた取組について、医療計画に基づく施策としても位置付けるものです。

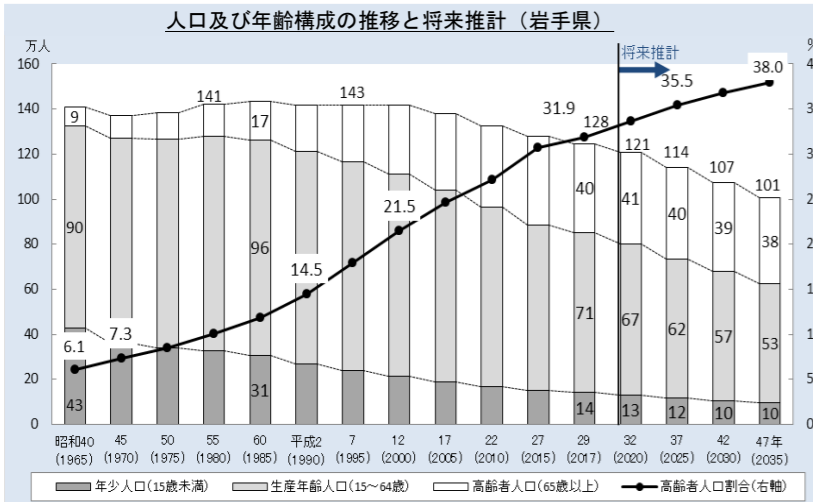
計画の期間

2018年度（平成30年度）～2023年度（平成35年度）の6か年計画

※ 法改正により、今回策定する医療計画から6年間の計画期間となり、介護関連の計画との整合性を確保するため、3年ごとの中間見直しが義務付けられました。

第2章 地域の現状

- 少子高齢化の進展により人口が減少する一方で、高齢者人口割合は2017年の31.9%から2025年には35.5%となる見込みです。



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来人口推計」（平成25年3月推計）、岩手県「岩手県人口移動報告年報」

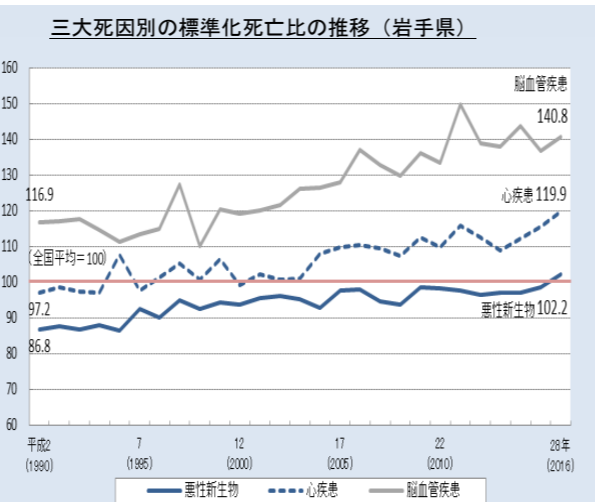
- 圏域内の入院の完結率は盛岡が96.9%と最も高く、各圏域から盛岡への患者の流入が多く見られます。

二次保健医療圏別の入院の完結率（%）

患者居住地	施設所在地								
	盛岡	岩手中部	胆江	両磐	気仙	釜石	宮古	久慈	二戸
盛岡	96.9	1.2	0.1	0.6	0	0.4	0.1	0.1	0.6
岩手中部	22	71.9	2.8	0.7	0.1	2.3	0	—	0
胆江	6.5	7.4	80.9	4.9	0.2	0.1	—	—	—
両磐	6	1.7	9.2	82.9	0.2	—	—	—	—
気仙	19.7	4.8	2.5	1.7	62.6	8.7	—	—	—
釜石	9.8	4.3	0.1	0.3	1.3	82	2.2	—	—
宮古	18.2	1.3	0.3	0.2	—	3.7	73.6	2.7	—
久慈	7.5	0.7	0.2	0.5	—	0.5	0.2	88	2.3
二戸	32.7	0.4	—	0.5	0.2	0.2	0.2	1.1	64.8
県外	39.8	15.1	3.7	24.5	6.2	1.9	2.8	1.9	4.1

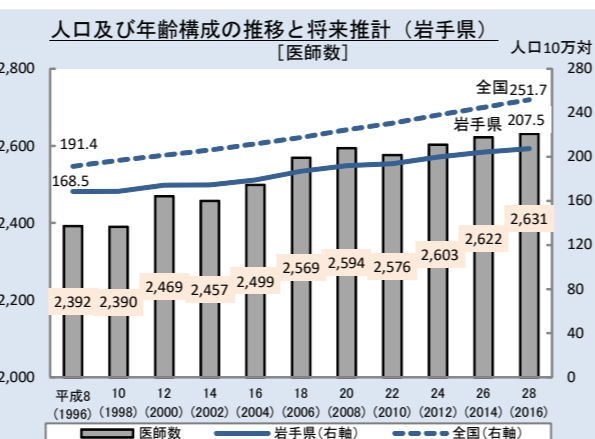
資料：岩手県「平成29年岩手県患者受療行動調査」

- 標準化死亡率（全国100）は、脳血管疾患と心疾患が全国より高い状況が続いています。



資料：岩手県「保健福祉年報（人口動態編）」

- 本県の人口10万人当たりの医師数は増加傾向にありますが、全国との格差は拡大しています。



資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第3章 保健医療圏と基準病床数

保健医療圏

- 保健医療圏は、地域の特性や保健医療需要に対応して、保健医療資源の適正な配置を図りながら、これらを有効に活用し、包括的な保健医療サービスを適切に提供する体制の体系化を図るために設定する地域的単位です。

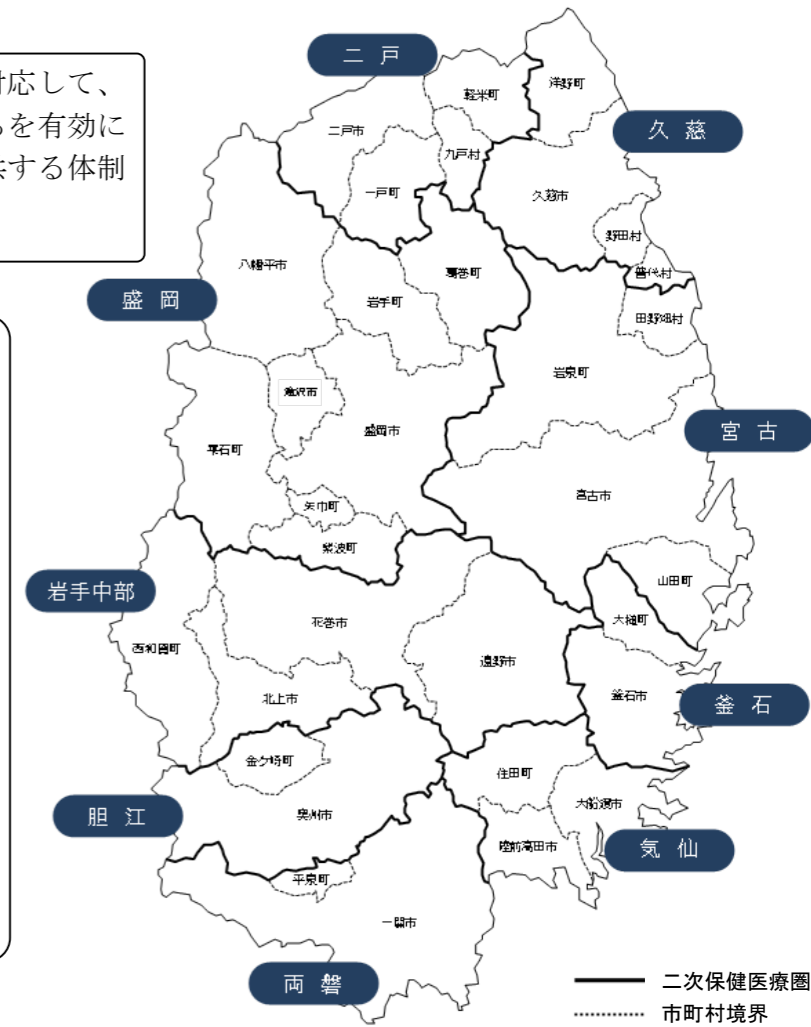
【二次保健医療圏】

- 二次保健医療圏は、入院医療を中心とする一般の医療需要に対応するほか、広域的、専門的な保健サービスを効果的、効率的に提供するための圏域で、図のとおり9圏域を設定しています。

※ 地域医療構想（3ページ参照）における構想区域についても二次保健医療圏を単位とすることとしています。
 ※ 精神疾患（精神科救急）及び周産期については、限られた医療資源等を踏まえ、それぞれ広域的な4圏域を設定しています。

【三次保健医療圏】

- 特殊な医療需要に対応する医療サービスや高度かつ専門的な保健サービスを提供するための圏域であり、岩手県全域を設定しています。



基準病床数

- 基準病床数は、医療法第30条の4第2項第11号の規定により、二次医療圏における療養病床及び一般病床並びに三次医療圏（県の区域）における精神病床、感染症病床及び結核病床について算定するもので、本県では下表のとおりです。

- この基準病床数は、病院及び診療所の病床の適正配置を図るために算定するものであり、既存病床数が基準病床数を上回る圏域においては病院の病床等の新設又は増床が制限されますが、今ある病床を基準病床数まで減らすものではありません。

種別	圏域	基準病床数	既存病床数
療養病床及び一般病床	盛岡	5,253床	5,869床
	岩手中部	1,768床	1,794床
	胆江	1,203床	1,356床
	両磐	1,280床	1,061床
	気仙	448床	585床
	釜石	628床	695床
	宮古	586床	651床
	久慈	470床	456床
	二戸	302床	482床
合計		11,938床	12,949床

種別	圏域	基準病床数	既存病床数	
精神病床	三次保健医療圏	県の区域	3,712床	4,304床
		県の区域	40床	38床
		県の区域	23床	116床

※ 既存病床数は平成29年9月30日現在

第4章 保健医療提供体制の構築

良質な医療提供体制の整備

- 今後、少子高齢化の進展等に伴う将来の医療需要の変化を踏まえ、医療と介護の総合的な確保に向けて、効率的で質の高い医療提供体制を実現していく必要があります。
- 地域における限られた医療資源を効率的に活用し、安心して医療を受けられるようにするためには、引き続き、診療所や病院など各医療機関の持つ機能を明確にしたうえで、適切な役割分担と連携による切れ目のない医療提供体制の構築に取り組んでいくことが求められます。
- 中でも以下の主要な疾病・事業及び在宅医療については、現状や課題を踏まえて施策や求められる医療機能等を明確にし、役割分担を推進します。

疾病	がん、脳卒中、急性心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患、認知症
事業	周産期医療、小児医療、救急医療、災害時における医療、へき地（医師過少地域）の医療

- 周産期医療、へき地の医療について、従来は個別の計画を策定していましたが、医療計画に一本化しました。

疾病（主な取組）

◎…重点施策に位置付ける取組

がん

- ◆がんの予防
 - がん予防のための生活習慣に係る知識の普及や情報の提供、受動喫煙防止対策の取組を強化
- ◆がんの早期発見
 - ◎ がん検診受診率向上
- ◆がん医療の充実
 - ◎ がん診療連携拠点病院の機能強化に対する支援等
 - がんゲノム医療、小児・AYA世代のがん等の対策等
- ◆がんと共生
 - 緩和ケア、がん患者の就労や相談支援の推進等
- ◆がんの予防・医療・がんと共生を支える基盤の整備
 - 人材育成、がん教育や県民の参画や取組の促進等

急性心筋梗塞等の心血管疾患

- ◆心筋梗塞等の心血管疾患の予防
 - ◎ 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上によるハイリスク者の早期発見や生活習慣改善
- ◆応急手当、病院前救護
 - 県民へのAEDによる心肺蘇生法等の普及・啓発
 - ◎ ドクターヘリの運航
 - 12誘導心電図伝送システムの導入支援
- ◆心筋梗塞等の心血管疾患の医療
 - ◎ 発症早期の急性心筋梗塞に有効なPCI等を実施可能な医療機関の体制整備や連携体制の促進
- ◆心筋梗塞等の心血管疾患の再発予防
 - 再発防止に向けた医療機関や介護施設等の連携促進

精神疾患

- ◆こころの健康づくりの推進
 - 精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発と障がい者に対する理解促進
- ◆地域移行の推進
 - ◎ 精神障がい者の地域移行に向けた基盤整備等、地域生活支援体制の強化
- ◆精神科救急医療の充実強化
 - 精神科救急の適正受診を促進
- ◆自殺予防の推進
 - 自殺対策アクションプランの見直しの検討
- ◆震災こころのケア活動の推進
 - 岩手県こころのケアセンターでの啓発や相談対応

脳卒中

- ◆脳卒中の予防
 - 岩手県脳卒中予防県民会議による官民一体での取組
 - ◎ 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上によるハイリスク者の早期発見や生活習慣改善
- ◆応急手当、病院前救護
 - ◎ ドクターヘリの運航
- ◆脳卒中の医療
 - ◎ 発症早期の脳梗塞に有効なt-PA療法等を実施可能な医療機関の体制整備や連携体制の促進
- ◆歯科との連携
 - 脳卒中発症後の口腔機能の回復や誤嚥性肺炎の予防等に向けた医科歯科の連携の促進

糖尿病

- ◆糖尿病の予防・早期発見・早期治療
 - ◎ 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上によるハイリスク者の早期発見や生活習慣改善
 - ◎ 未受診者や治療中断者等への受診勧奨・保健指導の促進
- ◆糖尿病の治療
 - かかりつけ医・糖尿病専門医・急性増悪時の治療を実施する医療機関・慢性合併症の治療を実施する医療機関の緊密な連携
- ◆市町村・医療保険者との連携
 - ◎ 糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、関係者の連携により市町村・医療保険者等の取組を促進

認知症

- ◆認知症の予防と早期対応
 - 認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応に向けた包括的・集中的支援体制の構築
 - 認知症患者への初期対応ができる医療従事者の拡充
- ◆認知症医療体制の充実
 - 岩手県認知症疾患医療センターによる関係医療機関等への支援体制の充実
 - ◎ 認知症サポート医が各市町村に配置されるよう支援
- ◆地域での日常生活・家族への支援の強化
 - 認知症カフェの設置等を促進
 - 若年性認知症に関する正しい理解の普及・啓発や支援ネットワークづくりを推進

事業及び在宅医療（主な取組）

◎…重点施策に位置付ける取組

周産期

- ◆周産期医療体制の充実・強化
 - ◎ 奨学金養成医師の産婦人科専門医資格取得などへの支援や周産期母子医療センター等への配置を推進
 - ◎ 潜在助産師の復職支援や助産師志望者への修学支援
 - 周産期母子医療センターの運営や機器整備への支援
 - 岩手医科大学附属病院移転（総合周産期母子医療センターの整備）に対する支援
 - 岩手県周産期医療情報ネットワーク等を活用し、医療機関や市町村の連携により産後うつや精神疾患を合併した妊産婦の健康をサポートする取組を促進
 - ◎ ヘリコプターでの新生児救急搬送体制の構築を検討

救急医療

- ◆病院前救護活動の充実
 - 県民へのAEDによる心肺蘇生法等の普及・啓発
 - 適切な救急搬送の実現に向け、関係機関との連携による搬送・受入基準の検証等を実施
 - ◎ 救急救命士養成のための技能習得体制の整備
- ◆入院を要する救急医療を担う医療機関
 - ◎ 初期・二次・三次救急医療機関の連携等による救急医療体制の確保、強化
 - 岩手医科大学附属病院移転（高度救命救急センターの整備）に対する支援
- ◆ドクターヘリの運航
 - 搬送先医療機関の状況に応じたヘリポートの整備等

へき地（医師過小地域）

- ◆へき地等の医師の確保
 - 医師のへき地医療従事者に対する動機付けや、プライマリケアを実践できる総合診療医の育成
- ◆へき地等の医療提供体制の充実
 - ◎ へき地医療拠点病院及びへき地診療所の施設・設備の充実や患者輸送車の整備

医療連携における歯科医療の充実

- がん治療における口腔ケアの推進、脳卒中発症後の口腔機能の回復、誤嚥性肺炎の予防に向けた専門的な口腔ケアなど患者の予後の改善等を図るため、医科と歯科医療機関との連携による取組を促進
- オーラルフレイルの予防や、誤嚥性肺炎の予防等のため、高齢者の口腔機能の低下防止などについて医科と歯科の医療機関に加え介護施設等の連携による取組を促進

- ・ゲノム医療…個人の遺伝情報等の検査情報を基に、その人の体質や病状に適した医療を行うこと。
- ・AYA世代…15～30歳前後の思春期・若年成人世代
- ・t-PA療法…適応のある脳梗塞症の救急医療に有効とされる薬剤（血栓溶解剤）療法
- ・12誘導心電図伝送システム…急性心筋梗塞等が疑われる患者を救急搬送する際、途上で12誘導心電図を取って直ちにデータを医療機関等へ伝送し、治療開始までの時間の短縮を図るシステム
- ・PCI…経皮的冠動脈インターベンション。狭窄した心臓の冠動脈を拡張し、血流の増加を図る治療法
- ・NICU…新生児集中治療管理室

小児医療

- ◆小児医療を担う医療従事者の確保等
 - ◎ 奨学金養成医師の小児科専門医資格取得などへの支援や周産期母子医療センター等への配置を推進
- ◆小児医療体制の確保充実
 - 小児医療遠隔支援システムを活用した遠隔診断支援
 - 岩手医科大学附属病院移転（NICU等の小児医療に係る機能の充実）に対する支援
- ◆療養・養育支援体制の整備
 - ◎ 医療・介護・福祉・教育等の多職種の関係者による連携体制の構築
- ◆相談支援機能等の充実
 - 小児救急医療電話相談事業の実施

災害時における医療

- ◆災害拠点病院
 - ◎ 災害時に継続して診療を提供できる体制の整備及び岩手県災害拠点病院等連絡協議会を通じた関連機関との連絡・協力体制の強化等
- ◆災害時における精神医療
 - DPATの養成
- ◆災害医療コーディネート体制
 - ◎ 災害時小児周産期リエゾンの養成
- ◆災害医療人材の育成等
 - ◎ 災害医療人材を養成するための教育研修や訓練等の実施
 - ◎ DMAT等のロジスティクス機能を担う人材の育成

在宅医療

- ◆退院支援
 - 入院医療機関における入退院調整支援機能の強化
- ◆日常の療養支援
 - ◎ 医療機関の連携等によって在宅医療を行う医師の負担を軽減するための体制づくり
 - ◎ 訪問看護に従事する看護師の人材確保や資質の向上
- ◆急変時の対応
 - 地域の実情に応じて24時間対応が可能な体制づくり
- ◆看取りのための体制構築
 - 患者が望む場所での看取りを行うことができるよう在宅医療を担う機関の連携を推進

主要な疾病及び在宅医療の医療機能を担う医療機関の名称は、岩手県公式ホームページ及び行政情報センター・サブセンター（県庁舎・各地区合同庁舎）で御覧になれます。
（岩手県公式ホームページ：http://www.pref.iwate.jp/）

- ・DMAT…災害派遣医療チームのこと。
- ・DPAT…災害派遣精神医療チームのこと。
- ・災害時小児周産期リエゾン…災害対策本部等で小児・周産期医療に関する情報を集約し、災害時の小児・周産期医療体制の支援及び搬送等に関する適切な判断を行う役割を担う者
- ・ロジスティクス機能…各種支援チームが被災地で安全かつ効果的な活動を行うための通信の確保、資機材・物資の調達・搬送等の業務調整機能
- ・フレイル…加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡などの危険性が高くなった状態
- ・オーラルフレイル…フレイルの一種で、加齢に伴って口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどが生じた状態

地域医療構想の概要

- 急速な少子高齢化による医療介護需要の増大と疾病構造の変化に対応するため、将来の医療需要に応じた、より効率的で質の高い医療提供体制の構築を目指すための構想です。
- 構想区域ごとに将来の病床の必要量や在宅医療等の需要を推計し、医療法に基づいて実施する病床機能報告等により把握した地域の実情と比較しながら、将来のあるべき医療提供体制の構築に取り組んでいくものです。
- 地域医療構想の実現に向けては、構想区域ごとに県が設置し、医療関係者や市町村等を構成員とする「協議の場」（地域医療構想調整会議）で話し合いを行い、その協議結果に基づいて取組を進めていきます。

平成 37（2025）年における
病床の必要量・在宅医療等の需要の推計

区域	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	合計	在宅医療等
県全体	1,030	3,333	3,696	2,617	10,676	13,780
盛岡	547	1,553	1,861	1,224	5,185	5,591
岩手中部	135	438	555	248	1,376	2,260
胆江	84	357	312	445	1,198	1,327
両磐	76	278	290	237	881	1,138
気仙	44	164	93	69	370	693
釜石	31	130	165	223	549	820
宮古	39	143	196	94	472	873
久慈	43	136	133	42	354	484
二戸	31	134	91	35	291	594

単位：床（在宅医療等…人/日）

- 必要病床数は、将来のあるべき医療提供体制を検討するための方向性を示すものです。
- 法令や一定の仮定に基づき推計したもので、今ある病床を必要病床数まで直ちに削減するものではありません。
- 在宅医療等の需要の推計や地域の実情を踏まえ、居宅だけでなく介護施設等も含めた在宅医療等の体制整備に取り組む必要があります。

保健医療を担う人材の育成・確保

医師

- 奨学金養成医師について、地域偏在の解消に向けた適切な配置を推進
- 地域医療支援センターを中心として関係機関の連携により医師不足医療機関への支援等を推進
- 奨学金養成医師について、本県独自のキャリア形成プログラムにより、適切に配置を調整するとともに、専門医取得等のキャリア形成を支援
- キャリア形成プログラムの運用に当たっては、一定のキャリア形成を図った後、医師不足が深刻な沿岸部等への優先的な配置調整を推進
- 女性医師等に対する育児支援の実施

薬剤師

- 薬剤師を目指す者の増加に向けた普及啓発
- 県内外の薬学生への啓発や就業促進等の取組を推進
- 「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けた患者・住民とのコミュニケーション能力の向上を図るための研修等を推進

看護職員

- 看護職員養成施設の入学者拡大に向けたセミナー等の開催
- ナースセンター等による潜在看護職員の再就業促進
- 指定研修機関と連携し、特定行為研修の受講者拡大を促進

- ・ **特定行為**…脱水症状に対する輸液による補正など法令で定められた 38 種類の診療の補助行為で、特定行為研修を修了した看護師は、医師の判断を待たず、手順書により特定行為を行うことができる。

地域保健医療対策の推進

障がい児・者保健

- 県立療育センターの受入体制の充実
- 市町村等と連携した、重症心身障がい児・者を含む医療的ケア児・者への支援体制の整備
- 地域の医療・福祉・行政等の関係機関の連携により、地域で相談支援や社会リハビリテーションを提供できる体制を整備

アレルギー対策

- 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の選定を含めたアレルギー疾患医療提供体制の整備を推進
- アレルギー疾患に関する正しい情報や医療機関に関する情報提供、医療従事者や学校の教職員等への重症化予防等に関する啓発や知識の普及

医薬品等の安全確保と適正使用対策

- 薬局に対する「健康サポート薬局」についての周知
- 後発医薬品の使用促進を図るため、関係機関等と連携して県民や医療機関等に対し啓発を実施

難病医療等

- 難病医療連絡協議会において、難病診療連携の拠点となる病院や地域の医療機関等の連携により、難病医療提供体制の整備を推進
- 在宅で療養する難病患者の療養生活の充実を図るため、岩手県難病相談支援センターで相談・支援、就労支援などを実施

歯科保健

- 岩手県口腔の健康づくり推進条例に基づく県民の口腔の健康づくりの総合的な推進
- 市町村が行う歯周病検診の実施を促進
- 要介護高齢者の誤嚥性肺炎予防のため、摂食嚥下機能の評価や口腔ケア等の取組を推進

医療に関する情報化

- 急性期医療と地域における医療・介護との連携も視野に入れた全県的な医療情報連携体制の整備を推進
- 圏域単位で運用されている地域医療情報連携ネットワークに関する地域の主体的な取組を支援
- 遠隔医療に係る医療機関等の取組を支援

- ・ **医療的ケア児・者**…人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児及び障がい者
- ・ **健康サポート薬局**…かかりつけ薬局としての機能に加えて住民の主体的な健康の保持・増進を積極的に支援する機能を備えた薬局で、平成 28 年 10 月から届出、公表制度が施行されている。

保健・医療・介護・福祉の総合的な取組の推進

医療・介護の総合的な確保等の必要性

- 医療計画及び介護保険事業（支援）計画の整合性を確保し、地域の実情を踏まえて在宅医療等の体制整備に取り組むため、関係者による協議の場を設置
- 精神障がい者の地域移行や、重症心身障がい児・者を含む医療的ケア児・者等の療養・療育環境の整備等について、医療、福祉その他関係する分野の連携を推進

地域包括ケア

- 市町村による高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組を支援
- 在宅医療連携拠点の広域設置の支援など在宅医療・介護の連携を促進
- 地域ケア会議において、地域課題の把握や地域資源の開発に向けた検討が行われるよう、専門職を派遣して地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を支援

医療費適正化

- 特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率の向上をはじめとした生活習慣病重症化予防対策の実施
- 病院・病床機能の分化・連携
- 後発医薬品の使用促進や多剤・重複投薬の適正化の推進

健康づくり

- 健康いわた 21 プラン（第 2 次）に基づき「健康寿命の延伸」と「脳卒中死亡率全国ワースト 1 からの脱却」に向けて本県の健康づくりを推進
- 健康的な食生活習慣の定着などにより生活習慣病の発症予防や重症化予防に向けた取組を推進
- 地域の健康づくりを推進する人材を養成

高齢化に伴う疾病等への対応

- 高齢者の疾病予防・介護予防等の推進の観点から、国の動向を踏まえ、フレイルについての実態把握や適切な介入に向けた取組を検討
- 高齢者の特性を踏まえた栄養摂取の確保と栄養ケア、オーラルフレイルの予防に向けた専門的な口腔ケア等について関係者の連携による取組を促進

第 5 章 医療提供体制構築のための県民の参画

- 医師をはじめとする医療従事者の負担を減らし、いざという時に地域医療の現場が県民の皆さんの命を守ることができるよう、県民一人ひとりの行動によって地域医療を支えていくことが必要です。
- 県民一人ひとりが地域の医療を担う一員として、地域医療の現状について理解し、症状や医療機関の役割分担に応じた受診、生活習慣病予防や健康診断など日頃の健康管理などに取り組むことが期待されています。
- 医療従事者の確保に向けても、県民一人ひとりが地域の医療を支える「県民総参加型」の地域医療体制づくりは重要な意義を持つと考えられます。
- 引き続き、保健・医療・福祉分野、産業界、学校関係団体及び行政等の関係機関が一体となりながら、県民一人ひとりが地域の医療を支える「県民総参加型」の地域医療体制づくりを進めていきます。

第 6 章 東日本大震災津波からの復興に向けた取組

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波により、本県の医療提供施設は、沿岸部を中心に甚大な被害を受けました。
- 沿岸被災地におけるプライマリ・ケア体制の早期の回復を図るため、地域医療再生基金等を活用した民間診療所等の移転新築等に向けた財政支援を継続します。
- 応急仮設住宅での生活の長期化等による生活習慣病の発症や症状の悪化など被災者の健康影響に配慮した中長期的な生活習慣病の予防などの取組を継続します。
- 岩手県こころのケアセンター等と保健所や市町村との連携のもと、被災者及び支援者を対象に、こころのケアの取組を実施します。

第 7 章 計画の推進と評価

- 施策を着実に推進するため、あらかじめ数値目標を設定し、いわゆる“PDCA サイクル”に基づき計画の進行管理を行うほか、主要な疾病・事業等については重点施策を設定し、住民の健康状態等のアウトカムの改善を目指して取組を進めます。
- 本計画の進捗状況については、県の政策評価の取組と連動して、数値目標の達成状況、施策の取組結果など、岩手県医療審議会において、毎年度、評価・検証を行うほか、圏域連携会議等の場において、地域で情報を共有しながら評価・検証を行い、全県及び保健医療圏における評価・検証の結果を本計画の推進に反映していきます。

地域編

- 各圏域において重点的に取り組むべき事項について、圏域ごとに設置している圏域連携会議等の場において検討し、地域における現状と課題、取組の方向を取りまとめたものを記載しています。